

令和7年9月21日執行予定
本巢市議会議員選挙
選挙公報掲載申請
についての注意事項

本巢市選挙管理委員会

この注意事項は、「本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（令和7年条例第2号）」第2条の規定に基づき、本巢市選挙管理委員会（以下「市選挙管理委員会」という。）が発行する本巢市議会議員選挙における選挙公報の、掲載申請についての注意事項を定めるものです。

～ 目 次 ～

| | | |
|-------|-------------------------------|---|
| 第1 | 掲載の申請 | 1 |
| 第2 | 掲載文の記載等 | 2 |
| 第3 | 掲載文の訂正 | 3 |
| 第4 | 掲載文の撤回又は修正 | 3 |
| 第5 | 掲載順序決定のくじ | 4 |
| 第6 | その他 | 4 |
| 【別添】 | 電子データでの掲載文原稿及び写真の提出について | 5 |
| 【参考1】 | 本巢市議会議員選挙における選挙公報掲載文の原稿用紙の寸法等 | 6 |
| 【参考2】 | 本巢市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序 | 7 |

※本文中における各提出様式（様式第1号～様式第4号）は、「本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（令和7年本巢市選挙管理委員会告示第7号）」に規定する様式による。

第1 掲載の申請

- 1 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等を掲載することができます。この場合、市選挙管理委員会は、候補者から提出された掲載文原稿を写真製版により印刷して作成します。
- 2 掲載を受けようとするときは、次の書類等を提出してください。(2)の掲載文及び(3)の写真は、電子データによる提出も受け付けます。
 - (1) 選挙公報掲載申請書(様式第1号) 1部
 - (2) 選挙公報掲載文原稿用紙(様式第2号)に記載(又は記録)した掲載文 1通
 - (3) 候補者の写真 1枚
 - ア 選挙の期日前6月以内に撮影された、候補者自身の**単身、無帽、正面向き、上半身及び無背景のモノクロのもの**としてください。
 - イ 写真の大きさは**3.5cm×3.5cm**としてください。
 - ウ **裏面に候補者の氏名を記載**してください。その際、写真の表面に筆跡がつかないように注意してください。
 - エ 写真は原稿用紙に貼り付けしないで、別途提出してください。なお、電子データによる場合は、(2)の掲載文及び(3)の写真を記録した電子データ1部並びに記録内容を印刷したもの各1枚を(1)の申請書に添えて提出してください。
また、提出いただく電子データの形式等は、別添記載事項のとおりとしてください。
- 3 上記書類等は、正式には選挙期日の告示日(9月14日)の午前8時30分から午後5時までの間に提出しなければなりません。その後の印刷から配布までの日数がないため、**9月9日(火)に実施の立候補届出書類の事前審査時にご提出いただき**、内容を確認しお預かりします。

立候補届出書類の事前審査

日時 令和7年9月9日(火) 午前9時から午後5時までの間
場所 本巢市役所本庁舎 3階大会議室

- 4 選挙公報への掲載を希望する候補者は、上記2の提出書類等を持参の上、**事前審査**を受けてください。

第2 掲載文の記載等

1 原稿用紙

原稿用紙は、原則市選挙管理委員会から交付されたものを使用してください。この原稿用紙の記載欄の大きさは、選挙公報に掲載される大きさとほぼ同じ大きさで、使用の際は直接記入するほか「3 掲載文の書き方」(9)の方法によることも可能です。

また、原稿の寸法を厳守すれば、パソコン等を利用し、候補者で印刷した原稿を使用いただくことも可能です。

2 掲載文の内容

掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等選挙公報としての品位を損なう内容を記載することはできません。

選挙公報は、選挙人に対して候補者の経歴や政見等をより詳しく公報するためのものです。その趣旨を十分ご理解いただき、経歴や政見等が詳しく掲載されていない選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書や新聞広告と同様となることのないよう掲載文を作成願います。

3 掲載文の書き方

- (1) 掲載文の記載（又は記録）は、**黒色以外の色は使用できません。**
- (2) 掲載文本文（経歴、政見等の欄）は、**縦書きでも横書きでも差し支えありません。**
また、**字数の制限もありません。**
- (3) 写真欄は、候補者の写真を置きますから、掲載文を書き入れないで下さい。
- (4) 掲載文は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字、外国文字その他の文字、記号、符号、線、圈点、図表、図面、イラストレーション等をもって記載（又は記録）してください。
- (5) 氏名欄には、**候補者の氏名、振り仮名、年齢、身分及び所属党派以外は記載（又は記録）できません。**ただし、立候補届出の際、通称使用の認定を受けたときは、認定を受けた通称を記載しなければなりません。
なお、**氏名の記載は、立候補届出書に記載された氏名（振り仮名を含む。）を縦書きで記載（又は記録）してください。**
また、**年齢は、選挙の期日（9月21日）現在の満年齢によってください。**
- (6) 掲載文に図表、図画、イラストレーションその他これらに類するものを記載（又は記録）しようとするときは、これらの部分に係る面積の合計が、原稿用紙に記載（又

は記録) することができる面積 (氏名欄及び写真欄の面積を除く。) のおおむね2分の1を超えることはできません。

(7) 掲載文には、写真欄を除き写真を使用することはできません。

(8) 記載欄の外に記載されても、選挙公報には掲載されません。

なお、記載文字等が原稿用紙の記載欄の外枠にかかると、その部分が欠けて印刷されますので、注意してください。

(9) 掲載文原稿を作成するにあたっては、掲載文を他の用紙に記載又は印刷し、それを原稿用紙の記載欄内に貼り付けても差し支えありません。(この場合、しわにならないよう、また、はがれないよう四隅留めとしてください。)

(10) 電子データで作成した掲載文を電子データのまま提出することもできます。その際は、別添記載事項のとおりとしてください。

第3 掲載文の訂正

- 1 市選挙管理委員会は、掲載文に規定に違反した記載 (又は記録) があつたとき又は文字、記号等が著しく小さい等の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該掲載文の記載 (又は記録) の訂正を求めることがあります。
- 2 候補者が訂正の求めに応じないときは、市選挙管理委員会は職権によって必要な訂正を行うことがあります。

第4 掲載文の撤回又は修正

- 1 選挙公報掲載申請後において、申請を撤回又は掲載文 (写真を含む) を修正しようとするときは、市選挙管理委員会へその旨申請する必要があります。
- 2 撤回しようとするときは、「選挙公報掲載申請撤回申請書 (様式第3号)」を提出してください。
- 3 修正しようとするときは、次の書類等を提出してください。

| | |
|--------------------------|---------|
| (1) 選挙公報掲載文修正申請書 (様式第4号) | 1部 |
| (2) 修正した掲載文 (又は写真) | 1通 (1枚) |

なお、電子データによる場合は、(2)の修正した掲載文又は写真を記録した電子データ1部並びに記録内容を印刷したもの各1枚を(1)の申請書に添えて提出してください。
また、提出いただく電子データの形式等は、別添記載事項のとおりとしてください。
- 4 撤回又は修正の申請は、告示日 (9月14日) の午後5時までの間にしなければなりません。

第5 掲載順序決定のくじ

- 1 選挙公報に掲載する順序は、告示日（9月14日）に市選挙管理委員会においてくじにより決定します。

掲載順序決定のくじ

日時 令和7年9月14日（日） 午後5時30分

場所 本巢市役所本庁舎 2階会議室兼相談室1

- 2 候補者又はその代理人は、くじに立ち会うことができます。

第6 その他

- 1 選挙公報は、候補者から提出された掲載文を原文のまま印刷します。
- 2 選挙公報の印刷の体裁等については、指定することはできません。
- 3 提出された掲載文及び写真は、告示日（9月14日）の午後5時経過後は一切お返ししません。

電子データでの掲載文原稿及び写真の提出について

掲載文及び写真を電子データで提出する場合は、次のとおりとしてください。

1 電子データの形式等

(1) 掲載文は、Adobe Illustrator の CS 4 以降を用いて作成いただき、電子データの形式は、PDF/X1a (アウトライン化された PDF ファイル) とします。

作成時のカラーモードは、CMYK モードで、K (スミ) としてください。

(2) 画像解像度は、グレースケール 350dpi、2階調 1200dpi とします。

(3) 市選挙管理委員会からお渡しした原稿用紙のサイズとおりに、黒枠を作成し、そのなかに経歴、政見等の欄及び氏名等の欄を配置し、それぞれの範囲内で作成してください。

※黒枠の外側に、不要なデータを作成しないでください。

2 写真

写真の画像は、1～2MB 程度の容量の JPEG 形式のファイルとし、掲載文のデータに貼り込まず、単体で提出してください。大きさは、3.5cm×3.5cmとしてください。

3 提出方法等

(1) 提出物

次のものを提出してください。

ア 選挙公報掲載申請書 (様式第 1 号) 紙ベース 1 部

イ 掲載文のデータ、写真の画像を保存した CD-R 1 枚

※記録媒体はそのまま印刷業者に渡すためお返しできません。

ウ イに保存されている掲載文と写真を原寸大で印刷したもの 紙ベース 各 1 枚

※ウで印刷されたものが、指定した大きさでない場合は、受理できませんのでご注意ください。

(2) データのファイル名

各データのファイル名は次のとおりとしてください。

ア 掲載文 「氏名_選挙公報原稿.pdf」 【例】 甲山太郎_選挙公報原稿.pdf

イ 写真 「氏名_選挙公報写真.jpg」 【例】 甲山太郎_選挙公報写真.jpg

※一度提出した掲載文等を修正する場合は、ファイル名の最後に、「(〇月〇日修正)」と記入してください。

※CD-R の表面には、候補者の氏名を記載しておいてください。

【参考2】

本巢市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序

様式第5号（第7条関係）

| 年 月 日執行 | |
|-------------|---|
| 本巢市議会議員選挙公報 | |
| 本巢市選挙管理委員会 | |
| 2 | 1 |
| 4 | 3 |
| 6 | 5 |
| 8 | 7 |
| 10 | 9 |

備考

- 1 から10までの数字は、掲載の順序を示し、2頁以上にわたる場合の各頁の掲載順序は、この順序の例による。
- 掲載が2頁以上にわたる場合は、用紙の両面に印刷するものとし、欄外に頁を付するものとする。
- 1頁の大きさは、ブランケット判（新聞紙1頁大、縦長）とする。